

提供日 2019/06/25
タイトル 7月は「PCB適正処理推進月間」です。
～処分期間の末日まで残り1,000日～
担当 暮らし・環境部 環境局廃棄物リサイクル課
連絡先 産業廃棄物班
TEL 054-221-2424



7月は「PCB適正処理推進月間」です

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県の東海地方4県内における高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、2022年3月末の法定処理期限まで、本年7月5日（金）で残り1,000日を残すのみとなりました。

そのため、東海地方4県7市は、本年7月を「PCB適正処理推進月間」とし、関係事業者への指導や広報活動を重点的に実施します。

1 実施目的

高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO（ジェスコ）」という。）の全国5か所の処理施設で処理されており、「変圧器・コンデンサー等」については2022年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については2021年3月31日までに、JESCOへ処分を委託することが法律で義務付けられています。

本年7月5日（金）に変圧器・コンデンサー等については、処分期間の末日まで残り1,000日、安定器及び汚染物等については残り635日と迫ってきたことから、東海地方4県7市は、本年7月を「PCB適正処理推進月間」と定め、以下の内容を実施します。

2 実施機関等

東海地区でPCB特別措置法を所管する4県7市（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、静岡市、浜松市、岐阜市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）

3 実施内容

(1) 関係事業者への指導

- ア PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査等による保管状況の確認、早期処分の指導等
- イ 事業者に対する高濃度PCB廃棄物等の有無の確認

(2) 広報活動

- ア 関係団体に要請し、以下について会員への周知を依頼
 - ・高濃度PCB廃棄物の期限内適正処理の推進
 - ・PCB含有電気機器の所有者調査未回答者に対する督促の実施
- イ 県ホームページ等の広報媒体を活用した啓発活動の実施

<参考> PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

古くから電気機器用の絶縁油など様々な用途で利用されたが、人体への悪影響が明らかになったため、現在では新たな製造が禁止されている。

PCB廃棄物の処理を促進するため、平成13年にPCB特別措置法が施行されている。

区分	機器・形状等	法定処理期限
高濃度	変圧器・コンデンサー類	2022年3月末(残り1,000日)
高濃度	安定器、ウエス等の汚染物等	2021年3月末(残り 635日)
低濃度	高濃度以外の全てのもの	2027年3月末

